

型式部材等製造者の認証に関する公示
一般財団法人日本建築センター公示第製218号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の11第1項の規定により型式部材等製造者の認証を行ったので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の5の7第1項の規定に基づき、認証を受けた型式部材等の種類、認証年月日、認証を受けた者の氏名又は名称及び認証番号を次のとおり公示する。

令和8年5月25日

一般財団法人日本建築センター
理事長 橋本公博

建築基準法施行令第136条の2の11第一号イに掲げる建築物の部分、建築基準法施行規則第10条の5の4第一号に掲げる型式部材等（認証年月日：令和8年1月30日）

株式会社セレーボレーション

製010101Nbbb0560021	製010101Nbbb0560031
製010101Nbc0560021	製010101Nbac0560021
製010101Nbac0560031	製010101Nbbc0560021
製010101Nbcc0560031	製010101Nbcc0560021